

令和7年1月31日
千葉県報第14011号別冊

千葉県資源管理方針の変更

千葉県資源管理方針 変更

変更後	変更前
千葉県資源管理方針 一～七 (略) 八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は 1 から 8 までに、特定水産資源以外の水産資源 (法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。) についての具体的な資源管理方針は 9 から 14 までに、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の具体的な資源管理方針は 15 から 45 までに、それぞれ定めるものとする。 1 ～ 7 (略) 8 かたくちいわし太平洋系群の資源管理方針 (1) 特定水産資源の名称 かたくちいわし太平洋系群 (体色が銀色のものをいう。以下(2)及び(3)において同じ。) (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、千葉県かたくちいわし太平洋系群漁業とする。 ア 当該知事管理区分に関する事項 (7) 水域 (イ)の対象とする漁業が、かたくちいわし太平洋系群の採	千葉県資源管理方針 一～七 (略) 八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は 1 から 7 までに、特定水産資源以外の水産資源 (法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。) についての具体的な資源管理方針は 8 から 12 までに、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の具体的な資源管理方針は 13 から 45 までに、それぞれ定めるものとする。 1 ～ 7 (略) 【新設】

	<u>捕を行う水域</u> (イ) <u>対象とする漁業</u> <u>千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地</u> <u>がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業</u> (ウ) <u>漁獲可能期間</u> <u>周年</u> イ <u>漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量</u> <u>の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げし</u> <u>た日からその属する月の翌月の10日までとする。</u> (3) <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を千葉県かたくちいわし太平洋系群漁業区分に配分す</u> <u>る。</u> (4) <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する</u> <u>事項</u> <u>かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（体色が銀色のも</u> <u>の以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しら</u> <u>すを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。</u> (5) <u>その他資源管理に関する重要事項</u> <u>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の</u> <u>本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u> <u>9～13</u> (略) 14 <u>ひらめ太平洋北部系群の資源管理方針</u> (1) <u>水産資源の名称</u> <u>ひらめ太平洋北部系群</u> (2) <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する</u>
--	---

8～12 (略)

【新設】

<u>事項</u> <u>千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</u>	<u>15～19 (略)</u> 【削除】 <u>13～17 (略)</u> <u>18 ひらめ太平洋北部系群の資源管理方針</u> <u>(1) 水産資源の名称</u> <u>ひらめ太平洋北部系群</u> <u>(2) 資源管理の方向性</u> <u>当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和9年までに増加とすることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。</u> <u>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>19～30 (略)</u>
<u>20～31 (略)</u>	<u>19～30 (略)</u>

【削除】	31 <u>かたくちいわし太平洋系群の資源管理方針</u> (1) <u>水産資源の名称</u> <u>かたくちいわし太平洋系群</u> (2) <u>資源管理の方向性</u> <u>当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（8,364トン）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。</u> (3) <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> 32～45 （略）
-------------	--